

産科医療機関等の皆さまへ

## 出産育児一時金等の制度見直しに伴う運転資金のご融資について

平成22年4月から、融資利率の引き下げ等により、更にご利用しやすくなりました

当機構においては、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い入金が遅れることによる一時的な資金不足に対して運転資金（つなぎ資金）をご融資しております。

今般、融資利率の引下げや担保・個人保証の要件緩和などを行い、本年4月から更にご利用しやすくなりましたのでご案内いたします。

### 条件緩和の主なポイント

- 【融資利率】個人保証がある場合：年0.8%（平成22年4月1日予定）  
個人保証がない場合：年1.0%（平成22年4月1日予定）
- 【無担保融資】無担保融資の上限額を廃止
- 【申込み期間】平成23年3月末まで（9ヶ月間延長）

### ご利用いただける方

お産を取り扱う病院、診療所及び助産所を開設されている方

### ご融資の条件

1. 融資限度額	制度の見直しに伴い入金が遅れる期間の分娩見込件数×42万円
2. 融資利率	個人保証がある場合：年0.8%（平成22年4月1日予定） 個人保証がない場合：年1.0%（平成22年4月1日予定）
3. 融資期間	7年以内（うち据置期間 1年以内）
4. 担保	原則不動産担保の提供が必要となります。 ・不動産担保がない場合は診療報酬債権等のみの担保提供でも可能 ・保証人が1名以上いる場合は、無担保融資（上限額なし）が可能 また、開設者が個人の場合は、無保証人でも無担保融資が可能
5. 申込期間	平成23年3月末まで

- ※ ・融資利率は、ご契約時の利率が適用されます。  
・ご融資には審査があります。

### 既に当資金をご利用いただいている方

- ① 融資利率の引下げ：平成22年4月1日より年0.8%に引き下げます。
- ② 追加融資：融資限度額の範囲内で追加融資が可能な場合がございますので、必要に応じご相談ください。（平成22年6月末まで）

### お問い合わせ・申込先

詳細につきましては、こちらにご照会ください。

- 開設地が東日本（北海道～三重県）の場合  
東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス9階 医療貸付部医療審査課 TEL03-3438-9937
- 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）の場合  
大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219